

第11章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料1参照）

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2024年7月以降、2社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者7社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2025年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は293社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、266社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
Japan Alternative Market 株式会 社	○	新規登録	令和6年11月5日
デジタル証券株式会社	○	新規登録	令和7年5月29日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの） 又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
相生証券株式会社	○	事業譲渡	令和6年9月30日
頭川証券株式会社	○	事業譲渡	令和6年10月28日
愛媛証券株式会社	○	事業譲渡	令和6年11月11日
日本証券代行株式会社	○	合併	令和7年1月1日
東京証券代行株式会社	×	合併	令和7年1月1日
株式会社DMM Bitcoin	×	廃止	令和7年3月8日
三縁証券株式会社	○	事業譲渡	令和7年5月12日

（2）特別金融商品取引業者

2025年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、26社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC 日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JP モルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNP パリバ証券(株)	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFG 証券(株)
BofA 証券(株)	UBS 証券(株)
(株)SBI 証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	HSBC 証券(株)
三菱 UFJ e スマート証券(株)	松井証券(株)
岡三証券(株)	マネックス証券(株)

(3) 指定親会社

2025 年 6 月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57 条の 12 第 1 項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の 2 社となっている。

2. 国内証券会社の 2024 年度決算概要（資料 2、3 参照）

国内証券会社 255 社の 2023 年度決算（単体）は、株式売買代金の増加などを背景に、受入手数料や金融収益が増加したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社で増収増益となった。

II 投資者保護基金について

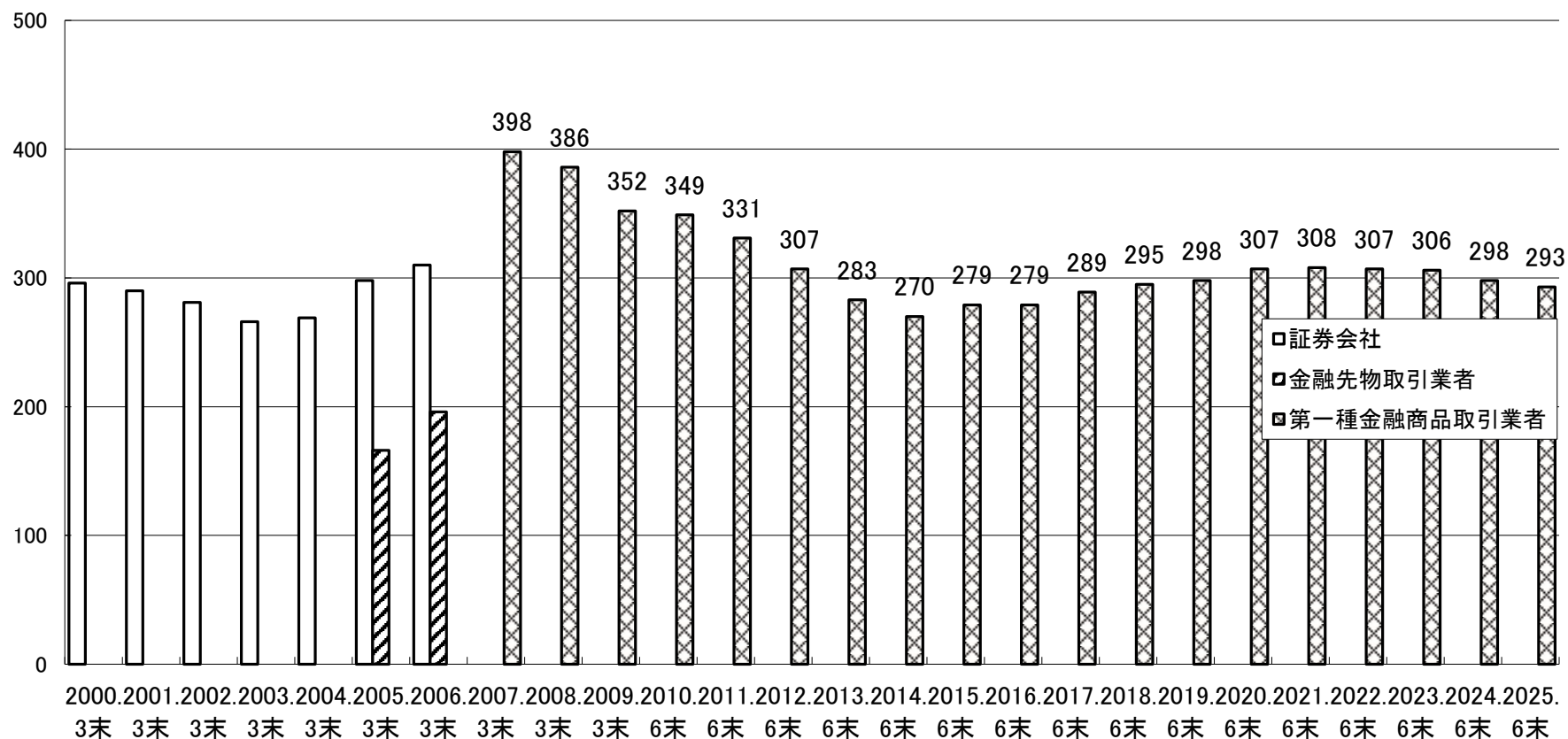
金融システム改革に伴う証券取引法の改正（1998 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2025 年 6 月末時点 260 社、同年 3 月末時点基金規模約 585 億円）。（資料 4 参照）

(資料1)

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

国内証券会社の2024年度決算概況

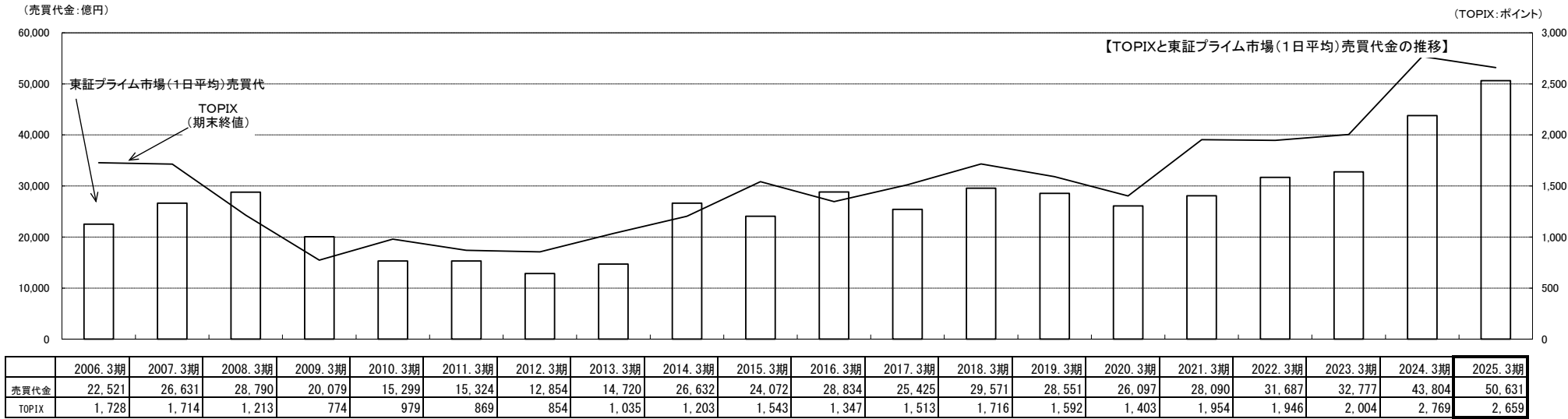
(単位: 億円)

	2024年度 (A)	2023年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	250社	255社	—
営 業 収 益	60,075	53,535	112.2%
受 入 手 数 料	30,136	27,222	110.7%
委 託 手 数 料	6,420	6,722	95.5%
引 受 け・売 出 し 手 数 料	2,321	1,826	127.1%
募 集・売 出 しの 取 扱 手 数 料	2,716	2,395	113.4%
ト レーディング 損 益	7,761	8,165	95.1%
金 融 収 益	21,814	17,853	122.2%
販 売 費・一 般 管 理 費	34,261	31,706	108.1%
取 引 関 係 費	9,705	8,392	115.6%
人 件 費	11,665	10,991	106.1%
経 常 損 益	10,902	9,078	120.1%
当 期 損 益	7,967	6,522	122.2%

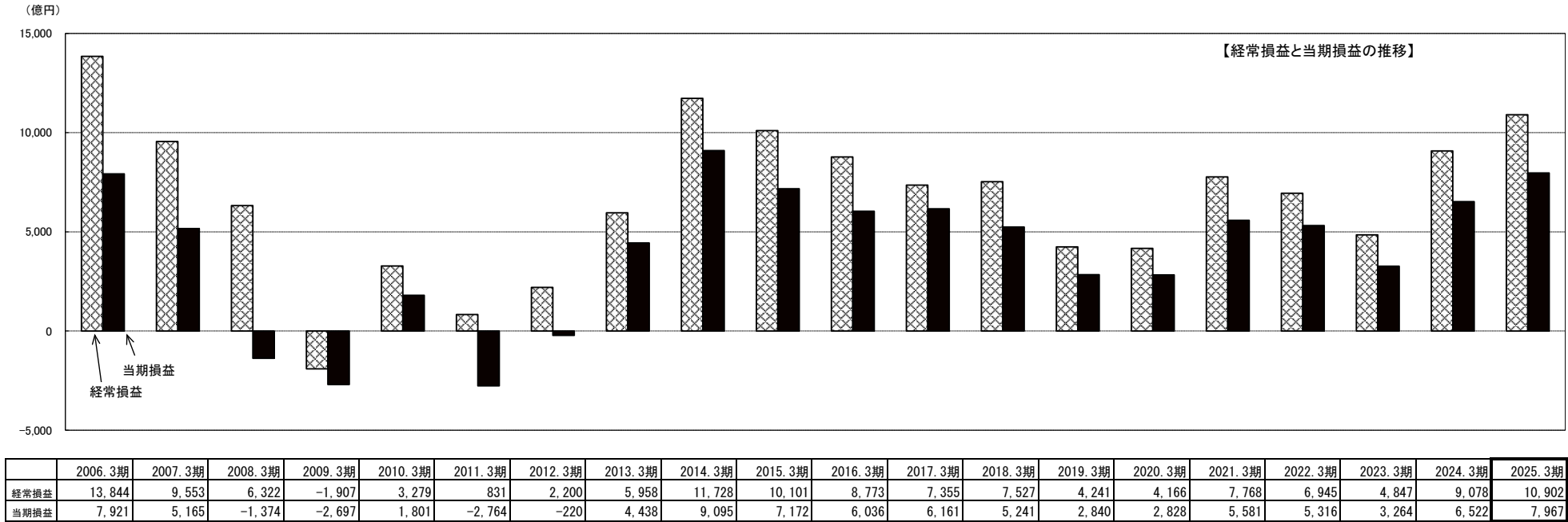
(注) 日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(資料3)



(注) 2022年4月 市場区分見直しのため、2022.3期以前は、東証一部上場銘柄の数値。



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	会員証券会社数 (2025年6月30日現在) <table> <tr> <td>国内証券会社</td><td>251社</td></tr> <tr> <td>外国証券会社</td><td>9社</td></tr> <tr> <td>計</td><td>260社</td></tr> </table>	国内証券会社	251社	外国証券会社	9社	計	260社
国内証券会社	251社						
外国証券会社	9社						
計	260社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2025年3月31日現在 約 585 億円						
補償実績	・ 南証券の破産に伴うもの (2000年3月) — 補償額 約 59 億円 (うち破産管財人からの返還額 約 24 億円) ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの (2007年6月) — 補償額 約 2 億円 (2007年10月) — 補償額 約 0.6 億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの (2012年3月) — 補償額 約 1.7 億円						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が 2002年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						